

『補助金等の交付により造成した基金等に関する基準』等に基づく公表資料

1. 基金の概要(平成20年度)

基金の名称	経営効率化機械緊急整備リース助成基金
法人名	社団法人 中央畜産会
基金額(国庫補助金等相当額)	9百万円(9百万円)(平成20年4月1日現在)
基金事業の概要	○ 生産性の高い畜産経営体を緊急に育成することを目的に、農家が近代的・省力的な飼養管理機械をリース方式により導入する場合に、リース料の一部を助成。

2. 見直し結果(平成20年度)

項目	講ずる措置
実施した見直しの概要 (平成20年12月24日行政改革推進本部決定における措置内容等(※1))	○ 平成20年度をもって基金事業を廃止し、国からの補助金の残額を国庫へ返納
基金事業を終了する時期	○ 平成12年度で新規受付を終了し、平成20年度に後年度負担が終了する。
次回の見直し時期	—
基金事業の目標 目標達成度の評価	○ 新規受付を終了した基金 —
基金の保有割合	○ 算出した保有割合は、1.7であった。算出に用いた方式及び数値については、以下の通りである。
基金の保有割合の算出	(算出に用いた方式) 保有割合＝直近年度末の基金額÷事業が完了するまでに必要な基金額 ＝8.7百万円÷5.0百万円 (算出に用いた数値) 直近年度末の基金額:平成19年度末の基金額:8.7百万円 事業が完了するまでに必要な基金額:5.0百万円
使用見込みの低い基金等の取扱いの検討結果(※2)	使用見込みの低い基金等の該当の有無 有 [有の場合]該当する理由 ○ 基準3(4)アの① (使用見込みの低い基金等に該当する場合の検討の結果) ○ 平成20年度に後年度負担が終了することから、終了後速やかに基金残高(3.7百万円(見込))を国庫に返納する。
その他	—

(※1)「補助金等の交付により造成した基金の見直しについて」(平成20年12月24日行政改革推進本部決定)

(※2)「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準(平成18年8月15日閣議決定)」の3(4)エに基づき検討した結果は、「使用見込みの低い基金等の取扱いの検討結果」欄に記載する。